

深 夜 電 力

(要 綱)

令和5年6月1日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

I 本 則

1 適 用	1
2 要 綱 の 変 更	1
3 深 夜 電 力 A	1
4 深 夜 電 力 B	5
5 使 用 電 力 量 の 計 量	8
6 解 約 等	8
7 料 金 の 支 払 義 務 お よ び 支 払 期 日	9
8 料 金 そ の 他 の 支 払 方 法	9
9 料 金 等 の お 知 ら せ お よ び 請 求	9
10 供 給 の 中 止 ま た は 使 用 の 制 限 も し く は 中 止	10

II 実 施 細 目

1 深 夜 電 力 A	11
2 深 夜 電 力 B	13

附 則	14
-----	----

別 表	16
-----	----

I 本 則

1 適 用

この要綱は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

2 要 綱 の 変 更

(1) 当社は、契約期間満了前であっても、この要綱を変更することがあります。

この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この要綱を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

(3) 当社は、(1)または(2)により要綱を変更する場合は、変更内容のみを電子メールの送信または電磁的方法（お客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

3 深 夜 電 力 A

(1) 適 用 範 囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。また、高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要であり、かつ、この要綱実施の際現に要綱の深夜電力（令和5年4月1日実施。以下「旧要綱」といいます。）本則3（深夜電力A）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 契 約 期 間

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 当社は、ロにより需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみを電子メールの送信または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

(3) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 低圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について特定小売供給約款（令和5年5月19日認可。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）20（低圧電力）（4）に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は1キロワット以上といたします。

ロ 高圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい方に次の（イ）または（ロ）を適用してえた値といたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。

（イ）契約負荷設備の総入力の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について供給約款別表8（契約電力等の算定方法）（1）イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

（ロ）契約受電設備の総容量の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について供給約款別表8（契約電力等の算定方法）（1）ロに準じて算定してえた値

と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

(4) 供給条件

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 低圧で電気の供給を受ける場合は、専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
- ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表1（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用する場合の料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、託送供給等約款（令和5年1月27日認可。以下、「託送約款」といいます。なお、当社が託送約款を変更した場合には、変更後の託送約款によります。）別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、託送約款別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、託送約款

別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、託送約款別表5（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	365 円 52 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合	639 円 10 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット 時につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	29 円 52 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合	27 円 66 銭

ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定された金額といたします。

$$\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15\text{パーセント}$$

$$\text{割引対象額} = \text{イの基本料金} + \text{その1月の使用電力量にロの該当料金を適用して算定された金額}$$

(6) その他

イ お客さまが希望される場合は、1需要場所において、供給約款による電気の供給または深夜電力Bもしくはこの要綱以外の要綱による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力

または高圧電力Aにかかわる規定を準用するものといたします。

(イ) 供給約款41（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款の農
事用電力を準用するものといたします。

(ロ) 供給約款52（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金
および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。

ハ この要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）による
ものといたします。

4 深夜電力B

(1) 適用範囲

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみな
します。また、高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。）
を使用し契約電力が500キロワット未満の需要であり、かつ、この要綱実施の
際現に旧要綱本則4（深夜電力B）の適用を受けている場合に適用いたしま
す。

(2) 契約期間

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年
度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までとい
たします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない
場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続される
ものといたします。

ハ 当社は、ロにより需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみ
を電子メールの送信または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたし
ます。

(3) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 低圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設

備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について供給約款 20（低圧電力）（4）に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

ロ 高圧供給の場合

契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい方に次の（イ）または（ロ）を適用してえた値といたします。

なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。

（イ）契約負荷設備の総入力の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について供給約款別表 8（契約電力等の算定方法）（1）イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

（ロ）契約受電設備の総容量の方が小さい場合

電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について供給約款別表 8（契約電力等の算定方法）（1）ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。

（4）供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 低圧で電気の供給を受ける場合は、専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社は、供給設備の状況により、（1）の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

（5）料金

料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表 1（再生可能エネルギー

一発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、託送約款別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、託送約款別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、託送約款別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、託送約款別表5(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	233 円 16 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合	479 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット 時につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	27 円 71 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を 受ける場合	25 円 85 銭

(6) そ の 他

- イ お客さまが希望される場合は、1 需要場所において、供給約款による電気の供給または深夜電力Aもしくはこの要綱以外の要綱による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。
- ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力または高圧電力Aにかかわる規定を準用するものといたします。
 - (イ) 供給約款41（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款の農事用電力を準用するものといたします。
 - (ロ) 供給約款52（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- ハ この要綱の実施上必要な細目的事項については、II（実施細目）によるものといたします。

5 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として供給約款29（使用電力量等の計量）に準ずるものといたします。
- (2) 当社は、9（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により、検針の結果をお客さまにお知らせいたします。

6 解 約 等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。
 - なお、この場合には、あらかじめ解約日を予告いたします。
- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ この要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この要綱から生ずる金銭債

務をいいます。)を支払われない場合

- (2) 供給約款41(供給の停止)(1)または(3)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (3) お客さまが、供給約款51(需給契約の廃止)(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

7 料金の支払義務および支払期日

- (1) 料金の支払義務および支払期日は、原則として供給約款32(料金の支払義務および支払期日)に準ずるものといたします。
- (2) 8(料金その他の支払方法)(2)の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。

8 料金その他の支払方法

- (1) 料金その他の支払方法は、原則として供給約款33(料金その他の支払方法)に準ずるものといたします。
- (2) 需給開始の日を含む料金について、お客さまが料金を供給約款33(1)ロまたはニにより支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、供給約款33(4)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。

9 料金等のお知らせおよび請求

- (1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法等により行ないます。

なお、電磁的方法による場合、当社が料金を当社所定のインターネットサイトに掲載したことをもって、お客さまに料金を請求したものとみなし

ます。

(2) 当社は、(1)にかかわらず、次の場合には、料金等のお知らせまたは請求を書面により行ないます。

イ お客さまが当社所定のインターネットサイトに登録されていない場合

ロ お客さまが料金を供給約款33（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合（供給約款33〔料金その他の支払方法〕(1)イ、ハまたはニによる支払いが不能となる等の理由で、当社が料金を供給約款33〔料金その他の支払方法〕(1)ロに定める当社が指定した様式により請求する場合があります。）

ハ お客さまがとくに希望される場合

(3) 料金等のお知らせまたは請求を(2)により行なう場合は、次に定める書面発行手数料を料金とあわせて支払っていただきます。ただし、供給約款32（料金の支払義務および支払期日）(4)により一括して料金を支払っていただく場合、もしくはこの要綱の適用後、最初に行なわれる電気料金の請求に係る書面については書面発行手数料は申し受けません。

書面発行手数料（1契約種別につき）

220円00銭

10 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 託送約款等に定めるところにより、当社は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

(2) (1)の場合には、当社は、料金の割引等を行ないません。

Ⅱ 実 施 細 目

1 深夜電力 A

(1) 適用範囲

対象となる負荷設備は次のイまたはロに該当するものといたします。

イ 貯湯式電気温水器、蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。

ロ 電気の使用実態がイに準ずる場合で、当社が認めたもの。

(2) 契約電力

電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は、次のイによってえた値について供給約款別表 8（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値とロによってえた値との合計といたします。

イ 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

ロ 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とイで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計

(3) 供給条件

イ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ロ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(4) 通電制御型夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器

(イ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(ロ) 当社は、別表 1（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通

電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定

(イ) 契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定いたします。

$$\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15 \text{ パーセント} \times \text{割引対象率}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \times 100$$

なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率に変更となることにより、料金に変更があった場合は、供給約款31（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(ニ) (ロ)または供給約款30（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、その1月の使用電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。

2 深夜電力B

(1) 適用範囲

対象となる負荷設備は次のイまたはロに該当するものといたします。

イ 貯湯式電気温水器，蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。

ロ 電気の使用実態がイに準ずる場合で，当社が認めたもの。

(2) 契約電力

電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は，次のイによってえた値について供給約款別表8（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値とロによってえた値との合計といたします。

イ 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計

ロ 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とイで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計

(3) 供給条件

イ 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ロ 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、令和5年6月1日から実施いたします。

2 解約についての特別措置

次の地域については、本則6（解約等）(1)イおよびロにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みません。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、需給契約を解約することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底（水納島）

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡 嘉 敷 村

座 間 味 村

3 書面発行手数料の適用開始時期

本則9（料金等のお知らせおよび請求）(3)に定める書面発行手数料については、令和6年4月1日以降に支払義務が発生する料金に適用するものといたします。ただし、令和6年3月の検針日の翌日から令和6年4月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は、令和6年4月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。

4 この要綱の実施等にもなう切替措置

この要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款30（料金の算定）および供給約款31（日割計算）に準じて日割計算を行な

い、料金を算定いたします。

5 高圧で電気の供給を受ける場合の特別措置

高圧で電気の供給を受ける場合は、本則5（使用電力量の計量）(2)、本則8（料金その他の支払方法）(2)、本則9（料金等のお知らせおよび請求）(3)および本則10（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(2)にかかる規定は適用いたしません。

別 表

1 通電制御型夜間蓄熱式機器

通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次の(1)または(2)に該当するものをいいます。

(1) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ 給水温度を検知できること。

ロ イの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

ハ ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ニ 契約使用時間終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(2) (1)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (81,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット 時につき	低圧で供給を受ける場合	27 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	26 銭 3 厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をインターネット等により、お客さまへお知らせいたします。